

令和5年5月8日

保護者 様

川越工業高等学校長 田村 直治

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス対応について（お知らせ）

若葉の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育に御理解・御支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類に移行することとされています。これに伴う文部科学省及び埼玉県教育委員会からの通知を基に、本校では教育活動上の取り扱いを下記のとおり変更いたしますので、お知らせ申し上げます。

記

1 出席停止等の対象とその期間について

(1) 陽性者

ア 有症状者の場合

発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。

イ 無症状者の場合

陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日を経過するまで。

(2) 体調不良者のうち医師等から登校を控えるように指示された者

※ 医師等からの指示がない者は出席停止の対象ではなくなります。

2 臨時休業の措置について

(1) 学級閉鎖

同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者が合わせて20%以上いる場合は、5日間程度を目安に学級閉鎖を措置します。

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を措置します。

(3) 学校閉鎖

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校閉鎖を措置します。

### 3 部活動について

陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行わないこととします。ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合は必要に応じて活動停止を判断します。

### 4 濃厚接触者等の取り扱いについて

5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなり、学校においても濃厚接触者相当の者の特定は行いません。このため、次のような場合も出席停止の対象ではなくなります。

- ・同居している家族が陽性となった生徒
- ・陽性者と接触があり、感染対策を行わずに飲食を共にした生徒

### 5 その他

#### (1) マスクの着用について

ア 教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。

イ 登下校時等に混雑した電車やバスを利用する場合や医療機関、高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスク着用が推奨される場面では、これを踏まえて対応してください。

ウ 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう生徒に指導します。

#### (2) 昼食等

黙食は指導しません。ただし、食事前の手洗いや適切な喚起を実施するとともに、会食中の大声の会話を控え、飛沫を飛ばさないよう十分に注意します。

#### (3) 健康観察

生徒の健康状態については、継続的に把握してまいります。健康観察アプリ「リバー」への入力を引き続きよろしくお願いいたします。

問合せ 川越工業高等学校 教頭 高橋 勉 電話 049-222-0206
--